

第 1 号様式（第5条関係）

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金（製造業・倉庫業） 交付申請書
兼実績報告書、宣誓・同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

別紙 1 記載の宣誓・同意書事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ中小製造業等特別高圧受電者支援金を次のとおり申請及び報告します。

法人の方	本店所在地	〒														
	フリガナ															
	法人名															
	代表者役職															
	フリガナ															
	代表者名															
	法人番号	(13桁で記入)														
個人事業者の方	自宅住所	〒														
	フリガナ															
	氏 名															
	生年月日	西暦	年				月				日					
担当者名	役職名					フリガナ										
						氏名										
連絡先	E-mail	@														
	固定電話					携帯電話										
基本情報	従業員数	人				資本金・出資金	万円									
	設立年月日	西暦	年 月 日				決算月 ※法人の場合	月		業 種 (日本標準産業分類の大分類)						

【要件内容】

要件①	みなし大企業等を除く中小企業 (該当する項目すべてをチェックして下さい)	☐ 中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である
		☐ みなし大企業等※ 1 に該当しない
要件②	特別高圧を受電又は使用しているか (該当する項目を選択して下さい)	☐ 特別高圧により受電する神奈川県内の事業所である
		☐ 特別高圧により受電する神奈川県内の製造業の工場、工業団地又は物流施設に入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所である
要件③	製造業又は倉庫業 (該当する項目を選択して下さい)	☐ 日本標準産業分類における「製造業」に該当し、主として「新たな製品の製造加工」を行う事業所である
		☐ 倉庫業法第 3 条に規定する国土交通大臣の登録を受けている又は物流施設に入居して実態として倉庫のために利用している事業所である

※ 1 「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア

イ

ウ

エ

発行済株式の総数又は出資金額等の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等

発行済株式の総数又は出資金額等の総額の 3 分の 2 以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等

支援金申請時において、確定している直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等

【支援金振込先口座情報】

金融機関※ 2	銀行	店名		種別	口座番号（右詰め）						
	信用金庫 信用組合 その他		本店 支店	普通・当座・（ ）							
	金融機関コード					店番号					
口座名義人 (カナ) ※ 3											

※ 2 口座は、法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

※ 3 通帳の表紙を 1 ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載されたものを記入して下さい。

(注) ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。
 ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

※ご確認のうえ、本紙も必ずご提出ください。

別紙 1

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金に係る宣誓・同意書

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付要綱（以下「本要綱」という。）の規定に基づき、交付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金（以下「支援金」という。）について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

- 1 本要綱に定める支援金に係る交付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の交付を受けていない場合は支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は本要綱第9条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
- 2 支援金の交付の申請に当たり、神奈川県が本要綱第6条第1項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について交付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不交付となった場合には、本要綱第9条第1項第4号に従い、交付を受けた全部又は一部の支援金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、本要綱第6条第3項により、交付を受ける前の支援金は不交付となり、新たに支援金の交付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
- 3 神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。
- 4 国及び神奈川県以外の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。
- 5 3・4について確認するために、神奈川県が他の補助制度の執行機関、部署と申請書及び提出書類の記載内容を共有することに同意します。また、他の補助制度の執行機関、部署が、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助の有無について神奈川県へ情報提供することに同意します。
- 6 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに神奈川県が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存します。
※ 帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
- 7 県の求めに応じて5で保存している情報を速やかに提出します。
- 8 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 9 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、支援金の受領後であっても応じます。

【計算書】

法人名
又は屋号

法人番号

事業所一覧	1 事業所ごと、1 契約ごとに記載して下さい。			
	番号	事業所の名称	事業所の所在地	電力の契約先
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
※枠が足りない場合は増やして下さい。				

申請対象月

☐ 令和8年7月

☐ 令和8年8月

☐ 令和8年9月

申請する月にチェックを入れて下さい。

交付申請額計算	上記の事業所一覧の番号と対応させて下さい。				
	番号	区分	支援単価A (円/kWh)	電力使用量B (kWh)	A×B (円) 1 円未満切捨て
	1	令和8年7月	1.8		
		令和8年8月	2.3		
		令和8年9月	1.8		
	2	令和8年7月	1.8		
		令和8年8月	2.3		
		令和8年9月	1.8		
	3	令和8年7月	1.8		
		令和8年8月	2.3		
		令和8年9月	1.8		
	4	令和8年7月	1.8		
		令和8年8月	2.3		
		令和8年9月	1.8		
	5	令和8年7月	1.8		
		令和8年8月	2.3		
		令和8年9月	1.8		
	交付申請額				

県への申請額

円